高圧ガスの販売事業について

**１　高圧ガスの販売事業の届出**

京都市内で、新たに高圧ガスの販売の事業を営もうとするときは、事業開始の２０日前までに、販売所ごとに下記の書類を提出する必要があります。

　①　高圧ガス販売事業届書

　②　販売計画書（販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な書面）

　　③　販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な図面

　　　・　販売所位置図（道路地図等の販売所の所在地が分かるもの）

　　　・　容器置場の位置及び構造を示す図面（販売所に容器を置く場合のみ）

　　④　販売所に備え付ける帳簿の様式

・　販売先保安台帳の様式

　　　・　容器授受記録簿の様式（容器を取り扱う場合のみ）

　　⑤　法人登記簿謄本（法人による申請の場合）又は住民票（個人による申請の場合）

**２　高圧ガス販売主任者の選解任の届出**

販売する高圧ガスの種類によっては、販売所ごとに高圧ガス販売主任者を選任する必要があります。高圧ガス販売主任者の選任・解任をしたときは、遅滞なく、下記の書類を提出する必要があります。

①　高圧ガス販売主任者届書

②　必要な種類の高圧ガス販売主任者免状又は高圧ガス製造保安責任者免状の写し

③　経験証明書（販売するガスの種類ごとの製造又は販売に関する６箇月以上の経験を有する者であることの証明）

**３　販売するガスの種類の変更の届出**

販売するガスの種類を変更する場合は、遅滞なく「販売に係る高圧ガスの種類変更届書」により、その旨を届け出る必要があります。ただし、変更するガスの種類が下記のもので、既に届け出ている内容と同一区分の場合は、届け出る必要はありません。

　　①　冷凍設備内の高圧ガス

　　②　液化石油ガス（炭素数３又は４の炭化水素を主成分とするものに限り、①を除く。）

　　③　不活性ガス（①を除く。）

**４　高圧ガスの周知の義務**

下記の高圧ガスを販売する場合は、高圧ガス保安法第２０条の５に基づき、消費者（販売先）に災害の発生の防止に関し必要な事項を周知する必要があります。（販売契約の締結時又は前回の周知から１年以上経過後に再度引き渡すときに周知してください。）

　　①　溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素又は液化石油ガス

　　②　在宅酸素療法用の液化酸素

　　③　スクーバダイビング等呼吸用の空気

　　④　スクーバダイビング用呼吸用のガスであって、酸素及び窒素の容量の合計が全容量の９８パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の２１パーセント以上のもの

　　⑤　燃料用の液化石油ガス

**５　販売事業の開始後の各種届出**

**⑴　承継届**

　　高圧ガス販売事業を譲り受け又は相続、合併若しくは分割により、その地位を承継した場合は、遅滞なく、承継の事実を証する書面を添付のうえ、「高圧ガス販売事業承継届書」を提出してください。

**⑵　廃止届**

高圧ガスの販売事業を廃止したときは、販売所ごとに、遅滞なく「高圧ガス販売事業廃止届書」を提出してください。

**⑶　事故届**

下記の場合は、直ちに、消防機関又は警察機関に対して事故の通報を行うとともに、遅滞なく、高圧ガス事故等調査報告書により詳細事項を添付のうえ、「事故届書」を提出してください。

①　所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき

②　所有又は占有する容器を喪失又は盗まれたとき

**⑷　記載事項に変更がある場合の届出**

　　販売所の名称、法人の代表者などに変更がある場合は、変更の内容を記載した「氏名等変更届書」を提出してください。（移転により販売所の所在地が変わる場合は、新規の販売事業届が必要です。移転前の販売所については、廃止届を提出してください。）

**６　販売所に備え付ける帳簿類**

　　販売所には、事業の形態や販売するガスの種類に応じて、販売所ごとに下記の帳簿類を備え付ける必要があります。

**⑴　販売先保安台帳**

　　高圧ガスの引渡し先の保安状況について、少なくとも下記の事項を記載した台帳を備えなければなりません。（書式について法令に定めはありません。）

　①　引渡し先の名称及び所在地

　②　当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名

　③　消費先に直接販売する場合は、消費場所・消費の方法・ガスの種類ごとの使用状態等

　④　消費者に直接販売しない場合は、販売先の販売業者の届出年月日

　⑤　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地

**⑵　容器授受記録簿**

　　容器を取り扱う販売所には、下記の事項を記載した帳簿を備え、記載の日から２年間保存しなければなりません。（書式について法令の定めはありません。）

①　充填容器の記号・番号

②　充填容器ごとのガスの種類・充填圧力

③　授受先・授受年月日

**⑶　周知記録簿**

販売所ごとに、下記の事項を記載し帳簿を備え、記載の日から２年間保存しなければなりません。（書式について法令の定めはありません。）

①　消費者（販売先）の名称及び住所

②　周知をした担当者の氏名

③　周知の年月日

**＜提出先＞**

**京都市消防局**　**予防部　指導課　保安担当**

**【住　所】**　〒６０４－０９３１

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町４５０－２

消防局本部庁舎２階事務室

**【ＴＥＬ】**　０７５－２１２－６６９０

**【ＦＡＸ】**　０７５－２５２－２０７６